

適正計量推進のため

はかりの定期検査は必ず受検しましょう!

～取引・証明に使用するはかりは定期検査が法律で定められています～

**取引・証明に「はかり」(特定計量器)を使用する場合は
2年に1度「定期検査」を受けることが必要です。**

(注)検定年月が新しい新規購入等の「はかり」については、初回の定期検査が免除となる場合があります

**取引及び証明に使用する「はかり(分銅・おもりを含む)」
が定期検査の対象となります。**

(注)検定証印等の付いた「はかり」を使用しなければなりません



検定証印



基準適合証印

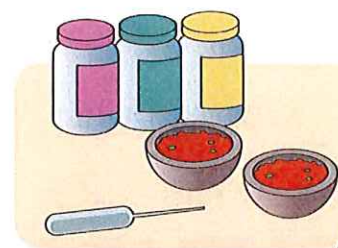
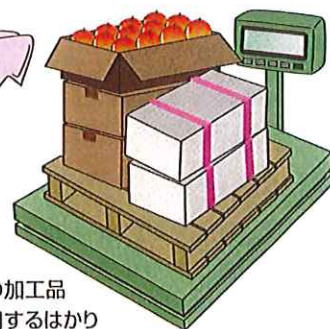
検査対象となる「はかり」の一例 (ほんの一例です)



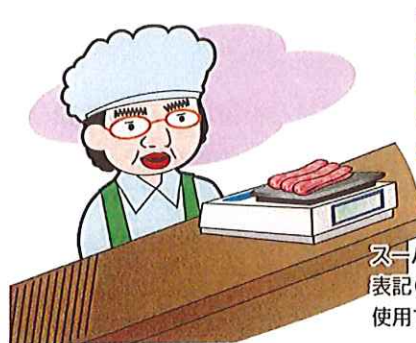
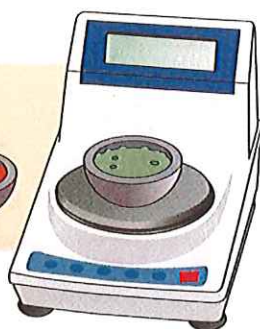
保健所(保健センター)、病院、学校、
社会福祉施設、幼稚園、保育所、
産婦人科医院等で健康診断(体重測定)に
使用するはかり



農産物、水産物およびそれらの加工品
などの売買、出荷のために使用するはかり



病院、調剤薬局等で薬の
調剤用に使用するはかり



スーパー、商店等で量目を
表記(明示)した商品の売買に
使用するはかり



検査の対象から除かれる「はかり」の一例

- 工場、飲食店、パン屋、製麺所等で原材料の調配合(調理)に使用するはかり
- 個人が健康管理のために使用するはかり(体重計)
- 公民館、公衆浴場等に設置された体重計

**家庭用印の付いた「はかり」は取引・証明に使用
することはできません。**



家庭用印

計量法根拠規定

■計量法第19条(定期検査)

「はかり」(特定計量器)を取引・証明における計量に使用するものは、その事業の所在地を管轄する都道府県知事が行う定期検査を受けなければならない。

計量法第173条で第19条に違反した者は、50万円以下の罰金に処すると定められています。

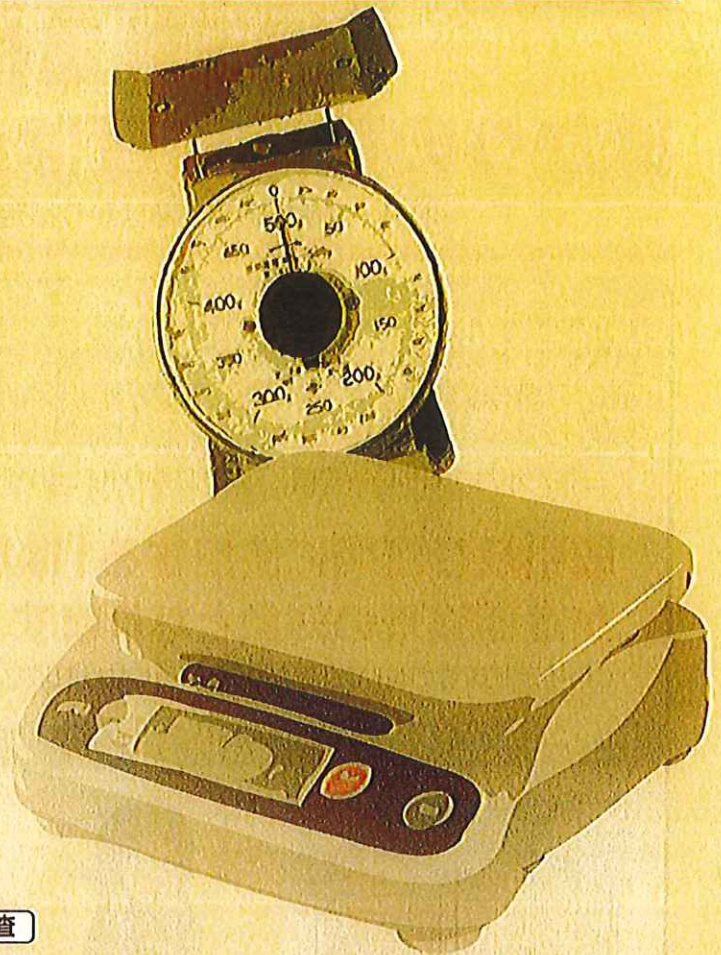
検査の時期・場所等

定期検査の検査周期(質量計)は2年に1回で、下記の区域で実施しています。

実施区域

偶数年度
佐賀市(旧佐賀市の区域)
唐津市(旧唐津市の区域)
武雄市(旧武雄市の区域)
鳥栖市/多久市/伊万里市/鹿島市

奇数年度
佐賀市(旧佐賀市を除く区域)
唐津市(旧唐津市を除く区域)
武雄市(旧武雄市を除く区域)
小城市/神埼市/嬉野市
神埼郡/三養基郡
東松浦郡/西松浦郡/杵島郡/藤津郡



検査の種類

● **集合場所検査** (役場・公民館等に持ち込んでおこなう検査)

● **所在場所検査** (計量器の設置場所でおこなう検査)

- ・はかりが大きくて持ち歩けない
 - ・精密機械であり移動の際に破損してしまう危険が非常に高い
 - ・所持しているはかりの数が多い
- など、定期検査会場への持ち込みが困難であると認められる受検者に対し、計量協会から検査に伺います。

期日・場所

- ① 集合場所検査は、検査期日と検査場所がその1ヶ月前までに県のホームページに記載(県の公示)されます。
- ② 所在場所検査は、検査対象者の申請にもとづき計量器の設置場所でおこないます。
検査日については、指定定期検査機関である(一社)佐賀県計量協会より検査対象者に直接連絡します。

注意

佐賀県手数料条例にもとづく定期検査手数料が必要となります。
なお、所在場所検査については、別途諸費用(検査用具運搬費等)が必要となります。

● **集合場所検査**…定期検査手数料

● **所在場所検査**…定期検査手数料+諸費用

お問い合わせ

佐賀県指定定期検査機関
佐賀市指定定期検査機関

一般社団法人 佐賀県計量協会

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝119 電話0952-31-1411/FAX 0952-31-0082 <http://www.saga-keiryu.or.jp/main/>

(県の担当部署) 佐賀県くらしの安全安心課 食育・計量担当

〒840-0815 佐賀市城内1-1-59 電話0952-25-7069/FAX 0952-24-9567 <http://www.pref.saga.lg.jp/web/>

(市の担当部署) 佐賀市生活安全課 消費生活センター(アイスクエアビル1階)

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-8-32 電話0952-40-7086/FAX 0952-40-2050 <https://www.city.saga.lg.jp>